

徳島商工会議所会報折込チラシ同封サービス運用規程

第1条 このサービスは、徳島商工会議所会員企業の販路拡大や企業PR等に資することを目的とする。よって、徳島商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。

第2条 このサービスは、徳島商工会議所会報に会員企業の販路拡大や企業PR等のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと及び下記事項を遵守するものとする。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規を違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
- (5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。

第3条 前条に反する、あるいはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。

第4条 書類が同封される徳島商工会議所会報は、毎月20日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の日程によっては期間の関係で申込を受けられない場合がある。

第5条 チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

第6条 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、徳島商工会議所は一切の責任を負わない。

第7条 チラシ同封料金については、別に定める「折込チラシ同封サービスに関する内規」によるものとする。

第8条 徳島商工会議所会報に同封する書類は、原則として、A4判のチラシ(両面可)とする。

第9条 徳島商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数を用意し、発刊月の前月末までに徳島商工会議所が指定する場所に納品する。その際、残部は原則として返却しない。

第10条 この運用規程に同意した場合、指定の申込用紙に記入、押印し、発刊月の前月末日までに、折込印刷物のサンプルとともに徳島商工会議所会報担当者へ提出することとする。

附 則

1 本規程は、平成22年4月1日より施行する。

別 紙

徳島商工会議所会報、折込チラシ同封サービス申込書

■料金表(1回・税込)

A 4 判	料金 54,000円
-------	------------

申込年月日	平成 年 月 日
-------	----------

徳島商工会議所会報について

- ・体 裁 A4判、24 ページ
- ・発行日 毎月1回20日発行
- ・発行部数 約4,300部
- ・配 付 先 当所会員・官公庁・主要商工会議所等

■申込書記入欄(下記運用規程に同意の上、申込みます。)

事業所名	Ⓜ	代表者名	
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
希望掲載月	平成 年 月号 (種)	ご担当者名	

徳島商工会議所会報折込チラシ同封サービス運用規程

第1条 このサービスは、徳島商工会議所会員企業の販路拡大や企業PR等に資することを目的とする。よって、徳島商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。

第2条 このサービスは、徳島商工会議所会報に会員企業の販路拡大や企業PR等のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと及び下記事項を遵守するものとする。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規を違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
- (5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。

第3条 前条に反する、あるいはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。

第4条 書類が同封される徳島商工会議所会報は、毎月20日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の日程によっては、期間の関係で申込を受けられない場合がある。

第5条 チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

第6条 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、徳島商工会議所は一切の責任を負わない。

第7条 チラシ同封料金については、別に定める「折込チラシ同封サービスに関する内規」によるものとする。

第8条 徳島商工会議所会報に同封する書類は、原則として、A4判のチラシ(両面可)とする。

第9条 徳島商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数を用意し、発刊月の前月末までに徳島商工会議所が指定する場所に納品する。その際、残部は原則として返却しない。

第10条 この運用規程に同意した場合、指定の申込用紙に記入、押印し、発刊月の前月末日までに、折込印刷物のサンプルとともに徳島商工会議所会報担当者へ提出することとする。